

核燃料サイクル施設、使用済み核燃料保管施設、放射性廃棄物処分施設等の危険極まりない手抜き新規規制基準は許されない

さる7月24日(水)、原子力「寄生」委員会は核燃料施設等の安全確保に係る新規規制基準の骨子を決め、有権者・国民へのパブリックコメントに付しました(下記HP参照)。今回のパブコメの対象となった施設は、大きく区分すると下記の3種類となります。

- (A) 核燃料サイクル施設(再処理施設、核燃料加工施設、使用済み核燃料及び放射性廃棄物貯蔵施設等)(但し、高速増殖炉「もんじゅ」は別に規制があり今回の対象外)
- (B) 試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質使用施設(実験用施設等)
- (C) 放射性廃棄物保管及び最終処分施設(但し、現存するもののみ)

しかし、これらの施設には、東日本大震災と福島第1原発事故の経験を経て、これまでのずさんな管理の危険性が露呈した使用済み核燃料貯蔵施設など、大至急、今ある規制基準を見直して安全対策を強化しなければならないものがある一方で、トラブル続きでまともに稼働できない青森県六ヶ所村の再処理施設や、危険性とコスト面、あるいは必要性などから鑑みて必要性の乏しい核燃料加工施設など、新規規制基準の策定を急ぐ必要のないものも含まれています。

申し上げるまでもありませんが、再処理施設や使用済み核燃料貯蔵施設・放射性廃棄物貯蔵施設(高レベル放射性廃棄物を含む)などは、一般の原発よりも扱う放射能の量が多く、かつ過酷事故への対策も手薄で、各装置の構造の基本性格上、多重防護や多層防護も難しい場合があります、ただでさえ危険です。しかも、再処理施設などは、正常運転時においてさえ猛烈な量の放射能を環境に垂れ流すのです(100万KW級の原発が環境に排出する放射能1年分の量を、たった1日で排出すると言われております)。

原子力「寄生」委員会・「寄生」庁がパブコメにかけた今回の「新規規制基準骨子」ですが、その核施設種類ごとの骨子(案)はどれを見ても、まるで担当者の「原案メモ」のようなお粗末なものであり、それを見るだけでもぞっとするのですが、とりわけ下記URLの「基準骨子案概要」の説明ペーパーを見ますと、その手抜き状況は明らかであるように思います。核燃料サイクル施設などの安全確保上の規制は、日本の今後の存続がかかる極めて重要なマターですが(過酷事故を起こせば国が滅亡するという意味)、それがかようなお粗末な形で出てくるというのは、ただ単純に、核燃料サイクル施設の再稼働を政治的に急ぎ、安全のための新規規制を拙速に形だけ創ったということを意味しています。そこには、これまでの国内外の核燃料サイクル施設のトラブルや不始末や事故な

どの教訓は全くと言っていいほど活かされていないのです。

また、規制の創られ方から推測するに、原子力「寄生」委員会・「寄生」庁は、核燃料サイクル施設を含む原発以外の核施設の安全確保のためのあるべき基準の体系を、現段階ではきちんと構築できない、従ってまた説明もできないのだろうとも思えてなりません。原子力「寄生」委員会・「寄生」庁の核燃料施設に関する知識・経験・能力の乏しさと責任感の欠如が、こうしたことの大きな原因の一つだと思われれます。

以下、上記3種類の施設の中でも最も危険な核燃料サイクル施設の再処理施設に着目し、今回のパブコメに付された新規制基準の内容を、できるだけマクロ的な観点よりチェックし批判してみたいと思います。但し、このレポートに記載したのは問題のある規定の若干事例にすぎず、少し厳しく申し上げれば、OKと言えるような記述は一つたりともなかったというほど、今回の規制基準骨子の内容はひどいものと言えます。

繰り返しになりますが、超危険で超汚い最悪の核施設・核燃料サイクル施設は、そもそもその安全性の担保に困難があり、新規制基準として紙に書いたからといって、それで安全確保ができるようになるわけではありません。まして、今回のパブコメ骨子案は中身のない抽象的・一般的な規定を並べているだけのものですから、ほとんど体裁づくりの域を出ていないのです。

そして、全体を通して結論を先に申し上げれば、原子力「寄生」委員会・「寄生」庁は、下記に述べる核燃料サイクル施設の安全上の大問題について、その解決が図られるまでは、新規制基準なるものを拙速に制定すべきではありませんし、まして核燃料サイクル施設の再稼働などはあってはならないことです。そもそも、それらの施設の稼働について、緊急な必要性など存在していません。今回の骨子案は白紙撤回されるべきでしょう。

そして、そんなことよりも、原子力「寄生」委員会・「寄生」庁は、福島第1原発事故の教訓から学び、一刻も早く使用済み核燃料貯蔵施設や放射性廃棄物貯蔵施設（特に高レベルのもの）の安全確保に全力を挙げるべきなのです。例えば、青森県六ヶ所村の再処理施設敷地内にある使用済み核燃料貯蔵施設や高レベル放射性廃棄物貯蔵施設（高レベル放射性廃液を含む）は、その貯蔵する放射能の量たるや膨大であり、かつ、下北半島の六ヶ所村という、地質学的に見ても地形学的に見ても不安定極まりない「地震・津波多発地帯」にあって、十分な耐震強度・津波耐性を備えているとは思えないからです。いわば、福島第1原発4号機の使用済み核燃料プールを巨大にしたものが、下北大地震・大津波を今か今かと待ち受けている、という状態と言っていいでしょう。

日本の安全と生き残りのためにも、まず何を差し置いても、上記2つの施設の徹底した規制基準と、万が一にも放射能を環境に放出させない厳しい措置が求められています。決して、核燃料サイクルの（再）稼働が優先されるべきことではないのです。

（以下、「ですます調」を「である調」に転換します）

*** 「核燃料施設等に係る新規制基準骨子案」に対する意見募集について | 意見公募（パブリックコメント） | 原子力規制委員会**

http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130724_1.html

*** 核燃料施設等に係る新規制基準骨子案の概要について（2013年7月24日：原子力「寄生」委員会）**

http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130724_1/gaiyou.pdf

<パブコメにかけられた各核関連施設ごとの新規制基準>

- (1) 使用済燃料再処理施設の新規制基準（設計基準）骨子案【PDF：383KB】（A）
 - (2) 使用済燃料再処理施設の新規制基準（重大事故対策）骨子案【PDF：295KB】（A）
 - (3) 核燃料加工施設の新規制基準（設計基準）骨子案【PDF：299KB】（A）
 - (4) 核燃料加工施設の新規制基準（重大事故対策）骨子案【PDF：252KB】（A）
 - (5) 試験研究用等原子炉施設の新規制基準骨子案【PDF：369KB】（B）
 - (6) 使用済燃料貯蔵施設の新規制基準骨子案【PDF：224KB】（C）
 - (7) 第二種廃棄物埋設施設の新規制基準骨子案【PDF：276KB】（C）
 - (8) 廃棄物管理施設の新規制基準骨子案【PDF：219KB】（C）
 - (9) 核燃料物質の使用施設の新規制基準の考え方（案）【PDF：114KB】（B）
- （上記右横の（A）（B）（C）は、それぞれ当レポートP1記載の分類を示している）

注1：今回のパブコメ対象となる新規制基準には高速増殖炉「もんじゅ」は含まれていない。「もんじゅ」については既に下記が7月上旬に制定済み（規制庁ヒヤリングより）（高速増殖炉「もんじゅ」の法律上の名前は「研究開発段階発電用原子炉」という）

*** 原子力規制委員会決定一覧 | 原子力規制委員会について | 原子力規制委員会**

<http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/index.html>

このサイトの上から2つ目「法令の制定及び改正に関する原子力規制委員会決定」をクリックし、そこにある「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関連」の各資料へのリンクのうち

（実用発電用原子炉の規制に関する原子力委員会規則）の「第16条関係」と、
（研究開発段階発電用原子炉の規制に関する原子力規制委員会規則）にある4つのPD

Fファイルが高速増殖炉「もんじゅ」に関する新規制基準である。

注2：今回のパブコメ対象となる新規制基準には、高レベル放射性廃棄物最終処分施設も含まれてはおりません。あくまで現存する処分施設が対象とのこと。

高レベル放射性廃棄物最終処分施設などは、その建設候補地も決まらず、そもそも高レベル放射性廃棄物を地中深く埋めていいのかどうかについても疑義があり、現段階では「政策マター」とされている様子。

<核燃料サイクル施設の安全上その他の大問題：「もんじゅ」を含む>

(1) 大地震への耐震性に大きな疑義がある。施設が原発よりはるかに危険なのに、逆に施設ははるかに弱々しい。

例えば、再処理施設は超危険物を扱う化学工場そのものであり、約10,000基もの主要な機器があり、その配管の長さは約1,300km（うちウラン・プルトニウムを内包する配管約60km・継ぎ目の数は約26,000箇所）にも及ぶ。地震の揺れに弱い。

例えば、高速増殖炉「もんじゅ」は、危険な金属ナトリウム(注)を冷却材に使っているため、配管が高温熱膨張に対応できるよう薄く作られている。その分配管の耐震性は落ちる。まるで「ガラス細工」のようであるという人もいる(注：金属ナトリウムは、空気に触れると燃えだし、水に触れると爆発的に反応する)。

(2) 大地震で施設が大きく破壊された場合、取り返しがつかない施設ばかりである(過酷事故対策が不可能)

再処理工程の配管やタンクの中には、熱濃硝酸漬のウラン・プルトニウム・高レベル放射性廃液があって、漏れだしたら手に負えない。他方、高速増殖炉「もんじゅ」の冷却材は金属ナトリウムで、燃えても水もかけられない(逆効果)。

(3) 取り扱う放射能の量が多すぎて、おのずと過酷事故時の影響範囲(汚染範囲)が日本の領土を超える広大な広さとなる。例えば、青森県六ヶ所村再処理施設の過酷事故の(放射能)影響範囲は首都圏・東京を超える。

(4) これまで設計ミスや手抜き工事が発覚し、施設そのものへの信頼性がない(設計の最初から施工状況に至るまで総点検が必要)

例えば、再処理施設なら、2001年に使用済み核燃料プールの不正溶接や施工工事の手

抜きが発覚，高速増殖炉「もんじゅ」なら，1995年の金属ナトリウム冷却剤漏れ事件で，配管備え付けのナトリウム温度計の初歩的な設計ミスが原因であったことが発覚。

(5) 核燃料サイクル施設は原発とは違い臨界事故＝核暴走事故・核爆発の可能性もある。もちろん水素爆発も十分にありえる。下手をすると過酷事故時には事実上の「原爆」に変身する。

(6) 大津波の被害を受ければひとたまりもない。がしかし，想定津波は極めて甘い。

(7) 米軍機墜落や破壊活動などによる施設破壊に対して手の打ちようがない。

(8) 敷地内の活断層調査その他は原発と同様，過去の審査・評価は信用できない。また，核燃料サイクルの耐震性は，その設備の特性から見て一般の原発より低いと思われるため，想定地震の影響評価は，より厳しい形でなされなければならない。

(9) 施設の多重防護・多層防護ができていない，核燃料サイクル施設によっては，原理的にできない場合もある。

(10) 再処理施設は通常運転であっても膨大な量の放射能を環境に垂れ流すが，これに対する法規制がない（おかしい）。中でも排出量が多いのは，炭素 14，クリプトン 85，トリチウム，ヨウ素 129，ヨウ素 131 であるが，このうち前3つ（放射性ヨウ素以外）は，発生した分の全量が環境放出される。回収する技術があるのにコストがかかるため全量放出される。許されないことである（1日で原発1年分の放射能）。

(11) 高速増殖炉「もんじゅ」を運営する（独）日本原子力研究開発機構はこれまでも「もんじゅ」がらみの不祥事を何度も繰り返しており運営資格なし（現在も原子力「寄生」委員会より停止命令中）

（独）日本原子力研究開発機構（正確には旧「動力炉・核燃料開発事業団」）は「もんじゅ」以外にも不祥事や事件をたびたび引き起こし，あるいは利権構造が発覚して，物議を醸している。TOPから一般職員にいたるまで，一貫してろくでもない組織である。「もんじゅ」の運転資格どころか，早急に解体されるべきだ。

(12) 核燃料サイクルとプルトニウム利用は核兵器への転用の疑いが常について回る（現在の日本には既にプルトニウムは42トンもあって使い道がなく手に余る状態。これ以上，プルトニウム生産の必要性なし）。国際信義上，好ましくなく，東アジアの政治的・

軍事的な不安定の大きな要因の一つともなりうる。日米原子力協定（2018年に現行協定の期限が来る）においても「核不拡散」の観点から問題化している。

(13) 核燃料サイクルは費用対効果が最悪，かつその費用を既に電力の消費者から徴収していることについて有権者・国民に説明なし（電気料金の領収書にも記載なし）

（参考：既に電気料金にビルトインされている核燃料サイクル・バックエンド費用）

（下記は電気料金の総括原価の一部として電気料金にビルトインされている）

| | |
|-------------|--|
| 使用済燃料再処理等費 | 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律 |
| 特定放射性廃棄物処分費 | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 |
| 原子力発電施設解体費 | 原子力発電施設解体引当金に関する省令 |

<新規規制基準の問題点その1：共通>

(1) 今回の核燃料サイクル施設その他の核施設に関する新規規制基準骨子（案）は，使用済み核燃料貯蔵施設や放射性廃棄物貯蔵施設など，福島第1原発事故を踏まえて地震や津波に対しての耐性等を早急に具備することが必要な施設が含まれてはいるものの，他方では，再処理施設を含む核燃料サイクル施設など，設備がまともに稼働しなかったり必要性に疑義があったりして，そもそも当該施設稼働が妥当なのかどうかの問題となっているものもある。つまり緊急に新規規制基準を定める必要のないものが含まれているということだ。

にもかかわらず，多種多様な核施設を，まるでまとめて適当に右から左へ処理するかの如くパブコメにかけ，しかもその内容は，意味のない抽象的・一般的な規定がそのほとんどを占めるというお粗末さである。これらはまるで原子力「寄生」庁の担当者の「原案メモ」の域を出ていない，検討不十分なままの粗雑な「骨子案」となっている。

今回のパブコメは，当面安全対策が急務の使用済み核燃料と放射性廃棄物の2つの貯蔵施設に絞り込んでやり直しをお願いしたい。また，それら核施設の規制基準については，具体的な危険性に言及しながら実効性の高い骨子（案）を提示願いたい。

(2) 上記の「担当者の原案メモ」の域を出ていないことと裏腹の関係にあるが，今回提示されたパブコメ案に関する有権者・国民向けの説明資料が，あまりに貧弱・お粗

末なままである。原子力「寄生」委員会・「寄生」庁は、いつまでたっても有権者・国民に対する新たな原発・核燃料施設の規制基準の説明責任を果たそうとせず、仲間内だけで通じる言葉や表現を使って「由らしむべし、知らしむべからず」の姿勢を続けている。許されない手抜きである。

(3) 新規規制基準を策定するまでの手続きに、核燃料施設に対して厳しい見解を持つ科学者・技術者へのヒヤリングや、一般の有権者・国民向けの公聴会・説明会・意見聴取会などは一切行われる予定にない。原子力ムラの住民仲間だけで決めて、電力会社などの原子力推進事業者ヒヤリング等を実施するだけ、あとは形だけのパブコメをやっておしまい。あいかわらずの非民主的な手続きが続けられている。

(4) 核燃料サイクル施設等の新規規制基準を決めた検討委員に利益相反の人間はいなかったのか。電力会社その他の原子力推進事業者との利益相反関係が全部公開されるべきである。申し上げるまでもないが利益相反委員は直ちに更迭されなければならない。

(5) 「使用済燃料再処理施設の新規制基準（設計基準）骨子案」が典型であるが、今回の新基準骨子（案）の大半は、基準としての具体的なことはほとんど書かれておらず、「安全機能の重要性に応じた設計であること」とか、「想定する地震や津波に耐えること」とか、「内部発生飛来物や内部溢水や化学薬品漏洩に対して安全であること」とか、あるいは「重大事故対処手段は必要な数、必要な容量を整備すること」などなど、バカバカしい抽象的・一般的規定や精神的・心構えのようなことが羅列されているだけの、ほぼ無内容な文書である。こんなものでは核施設の安全を担保する基準とはなりえず、原子力「寄生」委員会・「寄生」庁と原子力推進事業者との慣れ合い・談合・裁量に基づく「やりたい放題」の基準となるであろうことは火を見るより明らかである。

(6) これも再処理施設の新規制基準が典型例だが、「安全機能を有する施設」を「安全上重要な施設」と、それ以外の施設に分類する」と書かれている。しかし、こうした分類の目的は、危険極まりない核施設の安全確保のためのコストを切り詰めるため、経済性で見て金のかかる装置などを「重要でない」と分類し、手抜きを合法化するための小細工以外の何物でもない。原発でも似たようなことをやっていて、先般の福島第1原発事故では、外部電源装置（送電線鉄塔など）が地震で破壊されSBO（ステーション・ブラックアウト）となって大事故に至ってしまったが、その外部電源装置は「安全上重要である」とは位置づけられていなかった。だから地震ですぐにダメになった。事故後、多くの有識者や市民団体などが外部電源装置を「重要機器」に指定するよう進言しているが、それに応ずる様子は今のところない。

<新規制基準の問題点その2：再処理施設の設計基準>

(1) 一般公衆及び放射線業務従事者に「過度の放射線被ばくを及ぼすことのないようにせよ」との規定で、「過度の放射線被ばく」とは5 mSv超と書かれている（再処理施設設計基準）。しかし、放射線障害防止法では一般人は1 mSv／年が限度であり、この規定は明らかな法令違反である。勝手に放射線被曝限度を緩めるな。

(2) 再処理施設の新規制基準骨子では「地震・津波に対する設計上の要求については、発電用軽水型原子炉施設の新規制基準（地震・津波）において定めるところによる」とされている。しかし、一般の原発と比較して危険度が高く、かつ地震・津波に弱い構造的な欠陥を持つ再処理施設については、原発以上の厳しい規制がかけられてしかるべきである。

例えば青森県六ヶ所村再処理施設の直下には、下北半島の東側沖合海底に南北に伸びる大陸棚外縁断層から枝分かれした活断層が走っていると言われている。また、同工場のすぐそばには尾駸沼・鷹架沼の2つの沼があって、仮にここに大津波が押し寄せてきた場合には、この2つの沼が海水面と重なり合って、より大きな津波が核燃料サイクル施設・再処理工場を襲うのではないかとされている。これらの施設は太平洋岸から約5 kmの距離にあるから津波は大丈夫とは、単純に割り切れない地形となっている。地震や津波に対しては、一般の原発と同水準の規制では甘すぎるのだ。

(3) 臨界事故に対する危機意識が乏し過ぎる。再処理施設の新規制基準にはこの点に関し「1. 再処理施設において臨界管理を考える場合に対象となる核燃料物質取り扱い上の1つの単位である単一ユニットについては、単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理又は中性子吸収材管理等並びにこれらの組合せにより臨界を防止する対策が講じられた設計であること。2. (略)、3. 再処理施設においては、臨界事故が発生したとしても、これに対する適切な対策が講じられた設計であること」などと書かれている。

しかし、再処理施設で臨界事故などが起きれば、取り返しのつかない対処しようのない事態に陥ることは確実で、上記のような「単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても」云々の限定的規定、あるいは「適切な対策が講じられた設計であること」などのような抽象規定では不十分極まりないことは自明である。

かような規定が出てくる一つの要因として考えられるのは、核燃料サイクル施設の新規制基準もまた、一般の原発に対する新規制基準と同様に「重大事故対策」が非日常のものとして、極めて発生確率が低いものとして、超例外的な規制として、いわば

「外付け」の形で定められているからではないかと思われる。言い換えれば、既存設備の基本設計の段階にまで踏み込まず、小手先の処世術的対策で重大事故対策を事足れりとしている「甘さ」が、施設の設計段階規制において、こうしたいい加減とも言える臨界事故への緩い規制と危機意識の乏しさにつながっているのではないか。

(4)「環境条件に関する考慮」の箇所には、ほとんど何も書かれていない。「安全機能を有する施設は、その安全機能が期待されているすべての環境条件に適合できる設計であること」という全く無内容な規定があり、その下に「その安全機能が期待されているすべての環境条件」とは、平常時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故において、その安全機能が期待されている安全機能を有する施設が、その間にさらされると考えられるすべての環境条件をいう」などと、馬鹿げたトートロジー（同義反復）の無理やり作った文章が続いている。放射能による環境汚染など、どうでもいい、と書かれているようなものだ。

そもそも「運転時の異常な過渡変化」という言葉の使い方はいったい何だ。お前は旧日本帝国軍の参謀・軍令かと言いたくなる。こんな規定はやめて、再処理施設は環境に1 m S vを超える放射能汚染をもたらした場合には、施設自体を廃止とする、と書いておけばよい。

(5)「運転員操作に関する考慮」では「再処理施設は、運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じること。また、安全上重要な施設は、想定される環境条件下でも運転員が容易に操作できる設計であること」と書かれている。これもバカバカしい。「想定される環境条件下でも運転員が容易に操作できる設計」などというの、いかにも逃げ口上でレベルが低い。どうせ書くのなら「重大事故その他のいかなる場合であっても運転員が適正に操作可能な設計」であること、とでも書けばよい。

(6)「信頼性に関する考慮」では「2. 安全上重要な施設は、単一故障を仮定してもその安全機能が失われることのない設計であること」と書かれている。多言を要しない。原発の時にも何度も申し上げたが、「単一故障の仮定」ではダメである。まして核燃料サイクル施設は原発よりも複雑怪奇であり、かつ稼働経験も浅い危険極まりない施設である。「単一故障」を想定しておけば設計基準として事足れりということには絶対にならない。

(7)「事故時に関する考慮」では次のように書かれている。

「1. 再処理施設は、通常の照明用電源の喪失時においても機能する避難用の照明を設け、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を有すること」

「2. 再処理施設は、避難用の照明とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように照明及び専用の電源を設けること」

照明，電源，避難経路だけで本当にいいのか。作業員の被曝回避対策や安全対策について、もっと真剣に考え検討したらどうなのか。そもそも危険な再処理施設で働く作業員を、生身の人間として見ているのか？

(8) 「計測制御系」の箇所には次のように書かれている。

「2. 計測制御系は、設計基準事故時における次の各号に掲げる事項を満たす設計であること。

(1) 事故の状態を把握し対策を講じるために必要なパラメータを、事故時に想定される環境において十分な範囲及び期間にわたり監視できること

(2) 必要なパラメータについては、記録及び保存が確実になされるものであること」

そして、「必要なパラメーター」として次のようなものが挙げられている。

「・ ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度

- ・ 可溶性中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度
- ・ 使用済燃料溶解槽内の温度
- ・ 蒸発缶内の温度及び圧力
- ・ 廃液槽の冷却水の流量及び温度
- ・ 機器内の溶液の液位」

問題はこれらパラメータの悉皆性である。およそ規制基準であるのなら事例列記では済まされない。重要なパラメータであれば、1つとして欠落することは施設の重大な危機を招きかねない。一つ残らず列記し、かつそれらの点検に関する規則も明記しておくべきである。

(9) 「制御室等（居住性に限る）」の箇所には次のように書かれている。

「制御室は、火災に対する防護設計がなされ、さらに、設計基準事故時にも放射線業務従事者が制御室等に接近し、又はとどまり、事故対策操作を行うことが可能なように、遮へい設計がなされ、かつ、火災又は事故によって放出することがあり得る有毒ガス及び放射性物質に対し、適切な防護がなされた設計であること」

そもそも原発をはるかに超える大量の放射性物質や危険な化学物質を扱う再処理施設が過酷事故となった場合に、こうした制御室がはたして健在で機能するのだろうか。また、原子力「寄生」委員会・「寄生」庁は、この再処理施設の「制御室等」についても「機能が担保されていればいい」などと称して、隣の施設の会議室で代用するなど

という（大飯原発3，4号機のような）インチキを認めるのだろうか。

(10) 最後に「放射性廃棄物処理施設」の箇所を見ておこう。

「【要求事項の詳細】<規制委員会内規>

A. 放射性気体廃棄物の処理施設

- (a) 放射性気体廃棄物の処理施設については、周辺環境に放出される排気中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて洗浄、ろ過等の適切な処理を行えること。
- (b) 放出される放射性気体廃棄物は、十分な拡散効果を有する排気筒から放出管理が行える排気系統を通じて放出できること。

B. 放射性液体廃棄物の処理施設

- (a) 放射性液体廃棄物の処理施設については、海洋に放出される排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じてろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、凝集沈殿、減衰等の適切な処理が行えること。
- (b) 放出される放射性液体廃棄物は、十分な拡散効果を有する放出口から放出管理が行える排水設備を通じて放出できること」

ここから見て取れることは、「十分な拡散効果を有する」状態で、気体として、あるいは液体として、天文学的な量の放射性物質を大気中に、及び太平洋に垂れ流す算段であること、従ってまた、その排出放射性物質の量については具体的な限度量を定めることなく、「合理的に」という形容詞をつけて「達成できる限り低くする」とされているのである。ここで「合理的に」とは「安上がりに」「金をかけずに」と同義である。こんなものはやめていただかないといけない。青森県六ヶ所村の再処理施設の正常運転とは、放射能汚染で見れば毎日が福島第1原発事故状態であることを意味している。

<新規制基準の問題点その3：再処理施設の重大事故対策>

(1)「共通事項」の箇所には次のように書かれている。

- 「1. 事業所内で予め用意された手段により、事象発生後7日間は事故収束対応を維持できること
2. 関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定めること
3. 事業所外で予め用意された手段により、事象発生後6日目までに支援を受けられること」

上記の1.の「事象発生後7日間」は、3.の「事象発生後6日目までに支援を受け」と対応しているようだが、はたしてこの1週間程度で外部からの支援が受けられるようになるかどうかは保障の限りでない。また、外部支援を受ける関係機関とはどこか。こんな規定では話にならない。(それと「事象」などという単語はやめていただきたい。はっきり「事故」と書けばよい)

(2)「手順書の整備、訓練の実施、体制の整備」には次のように書かれている。

- 「B-D-B-Aに的確かつ柔軟に対処できるよう、予め手順書を整備し、訓練を行うとともに人員確保等の必要な体制を整備すること」

ここで「B-D-B-A」とは、「設計基準を超える事故(Beyond Design Basis Accident: B-D-B-A)」のことである。上記のような規定は無内容であり、無基準と同じである。重大事故対処の心臓部分でかような規定では話にならない。

(3)「冷却機能の喪失による蒸発乾固対策」や「放射線分解により発生する水素の爆発対策」、あるいは「溶媒等の火災・爆発対策」の箇所の規定では、「〇〇を整備すること」との規定が並んでいて、それに並行して具体的な対策がいくつか列記されている。しかし、それらの各対策については、効果の堅確性や信頼性に疑義があるものが少なくなく、また、相互に効果が相反するものもあるように思われる。

例えば、「蒸発乾固の発生防止に関する手段」として挙げられている「設計基準で措置した設備とは異なる冷却設備」や「回収・移送設備」、「冷却管を用いた直接注水設備」などが、設計基準事故を超えた条件で発生する冷却機能の喪失の結果発生してくる蒸発乾固に対処できるのだろうか、

あるいはまた、「蒸発乾固の抑制・進展を遅延する手段」として挙げられている「ルテニウムの気相への大量移行を抑制するためのショ糖等の投入設備」、あるいは「希釈材の投入設備」などが、設計基準事故を超えた条件で発生する冷却機能の喪失の結果

起きる「蒸発乾固」に対処できるのだろうか。

更に、これらの事故対応能力については、「手段の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる手段を追加すること」とある。しかし、この多重性や多層性は「手段の信頼性が高くない場合」にだけ手当すればいいものなのか。一定の想定された危険性に対して、用意され整備される機器類や装置が1つだけでは、たとえその機器類や装置が信頼性の高いものであっても、危険な再処理施設の安全性は十分には担保されないだろう。しかし、再処理施設の場合には、単にコスト面から多重化・多層化が回避される場合があるのみならず、技術的に困難である場合も可能性としてありうるのである。

(4)「放射線分解により発生する水素の爆発対策」には次のように書かれている。

「1. 設計基準事故を超えた条件で発生する水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するため、設計基準で措置した手段に加えて、水素爆発の発生防止に関する手段、水素爆発の反復の防止に関する手段、機器換気系統の流路を閉止して放射性物質をセル内へ導く手段及び影響緩和に関する手段をそれぞれ整備すること」

「(a) 「水素爆発の発生防止に関する手段」とは、例えば、設計基準で措置した設備とは異なる圧縮空気の供給設備、溶液の回収・移送設備、ポンプ等による水素掃気配管への窒素の供給設備及び爆発に至らせないための水素燃焼設備をいう」

具体列記された対策は相互に矛盾することはないのだろうか。例えば、「水素掃気」と「放射能の封じ込め」は相矛盾する対策ではないか。原子力「寄生」庁の担当者が考えつく対策をただ単純に例示しているだけでは規制基準にはならない。

また「爆発に至らせないための水素燃焼設備」というのは、簡単に言えば、核燃料サイクル施設内で発生した水素は、その施設（配管やタンクや建屋など）の内部において爆発する前に燃やしてしまうという対応で、一定レベルの発生水素に人為的に点火プラグで火を付けるというタイプの対策である。しかし、これは例えば、施設内部の水素・酸素の濃度測定機器類の故障や測定結果の観測間違いなどにより、水素爆発を人為的に誘発してしまう危険が付きまわっている。一步間違えば、人為的な大惨事事故を生じさせかねない危険かつ未熟な技術ではないか。

(5)「臨界事故対策」や「その他事故対策（セル内）」として列記された対策については、その有効性・実効性が疑わしい。

- (6) 「使用済燃料貯蔵プールの燃料損傷対策」には次のように書かれている。
「2. 大規模なプール水の漏えい等により使用済燃料貯蔵プールの水位維持ができない場合に、燃料損傷を緩和し、臨界事故を防止する手段等を整備すること」

しかし、上記のようなことが果たして可能なのだろうか。可能でないものを、あたかも可能であるかのように書いておき、実際は小手先のニセモノ対策をやって事足りりとするとする危険性は高いと見ておいた方がいいのではないか。青森県六ヶ所村再処理施設の敷地内にある「使用済み核燃料貯蔵プール」には、約 3,000 トンの使用済み核燃料が水につけられて貯蔵されている。その冷却水が地割れその他で貯蔵施設を破壊する形で失われた場合、手の施しようがないのではないか。

だが、青森県六ヶ所村再処理施設の使用済み核燃料プールは、上記でも見たように手抜き工事の可能性があるが、かつ、工場敷地直下に活断層が走っていると言われている。「冗談ではない」と言いたいくらいに危険な施設である。かような安全対策はほとんど意味がないだろう。

- (7) 「制御室」については、次のように規定されている。
「重大事故の状態においても、可能な限り、運転員が制御室にとどまり対策操作ができる手段等を整備すること」
「(b) 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、次のとおり評価すること。
イ、ロ、ハは省略
ニ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で 100mSv を超えないこと」

この「ニ」の規定「実効線量が7日間で 100mSv を超えない」というのは一体何なのか？ あまりに高すぎる線量に啞然とする。これでは作業員は7日たった即退去で、その後は施設に近づくこともできない。こんな高い被曝限度数値は許容できるものではない。そもそも、わずか7日で 100mSv も被曝してしまうような制御室からは直ちに全員が退去すべきである。それによって制御室が確保できなくなるような核燃料サイクル施設であれば、使ってはいけないということだ。

- (8) 「モニタリング設備」の箇所には、重大事故時に放出される放射能を監視、測定、記録できるようにせよ、と書かれているが、これまで柏崎刈羽原発の時も、福島第1原発の時も、いずれの場合も事故時に放射線モニタリング機器や地震の震度計測機は、まことに都合よく証拠を隠滅させるかの如く機能停止していた。

その時の教訓、つまり、独自のバッテリー電源を各機器ごとに備え付ける、モニタ

リング機器の台数を抜本的に増やし、少々故障しても、どれかが動いている状態を作っておく、という点が、新規規制基準の中には見当たらない。また、同じように、いざという時の証拠隠滅を狙っているのだろうか。いっそモニター責任者を置いて、モニターできなかった場合の罰則を決めておけばどうか。

(9)「放射性物質及び放射線の敷地外への放出抑制対策」としては「放射性物質及び放射線が建物外に著しく放出するに至った場合においても、その放出を抑制する手段等を整備すること」などと書かれていて、その下に(a)～(f)の個別課題が付記されている。「設計基準を超える外部事象への対応」(航空機事故やテロリズムなど)の場合も基本的な考え方は同じ)

それは当然だが、そうした事態に陥った時の猛烈な放射線量の下で、一体誰が命がけで作業をするのか。原子力「寄生」委員会・「寄生」庁が現場に駆けつけて、核施設の労働者になり代わって作業をするということか。少なくとも、危険極まりない核燃料サイクル施設の場合には、過酷事故を起こして放射能を環境に放出し始めたら、その時点で手の着けようがないことを、有権者・国民の前に明らかにしておくべきである。できもしない規制基準を、あたかも出来るかのごとく書くのは一種の詐欺行為である。

(10)最後に「重大事故対策の有効性の評価」の箇所に「再処理事業者は、重大事故の発生防止、拡大防止及び影響緩和を図るための適切な措置を講じなければならない」と書かれていて、その下にかなり多くの事項が書き込まれている。

この中の「発生防止」の具体策に「作業員、作業体制等を適切に考慮すること」との記載がある。現状における原発・核燃料施設での作業員の雇用体制を鑑みた場合、この記載はブラックユーモアに近い。かような規制基準を作る前に、福島第1原発現場を含め、現在の原発・核燃料施設の労働現場の労務管理や雇用形態の適正化、労働関係法令に関するコンプライアンスの徹底を図って見たらどうか。今のままでは、この「発生防止」規定は「絵に描いた餅」となることは必定である。

以上